

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年5月30日（月）

午前10時00分開会、午後0時56分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	下村 壽郎
副委員長	奥谷 崇
委 員	田子 優奈
委 員	目黒 英一
委 員	矢口 勝雄
委 員	塚原 圭二
委 員	鈴木 一彦
委 員	福田 一夫

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（15名）

教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
参事	菊地 正和
教育総務課長	塚本 富美代
文化振興課長	中澤 達也

博物館副館長	木塚 久仁子
スポーツ振興課	大橋 博
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	福原 守
障害福祉課長	小池 政幸
国保年金課長	刈山 和幸
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	加藤 史子
こども政策課長	菊田 宏巳
保育課長	野中 佑起男

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。まず、教育委員会から行います。資料は、文教厚生委員会、令和4年、5月30日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正について執行部より説明願います。

○**大橋スポーツ振興課長** 資料①－1をお願いします。霞ヶ浦文化体育施設条例の一部改正についてでございます。現在、水郷体育館の冷暖房設備の新設工事及びLED照明への交換工事が行われております。工事は、9割方完了し順調に進んでおります。新設の冷暖房設備使用料を始め、見直した照明使用料等を条例に位置付け、来る9月1日から供用開始を予定しておりまして、この度6月議会にて改正をお願いするものでございます。文言の修正等もございますが、改正の主な内容を表にしておりますので、資料①－2をお願いいたします。まず、一番上の大体育室と小体育室の冷暖房設備の使用料で、料金につきましては消費電力量から算出したものでございます。こちらは、あくまで冷暖房を使う場合には、使用料をいただくものです。競技やイベントなど今後の利用状況を見据えていきたいと考えております。次に、その右側のトレーニング室、軽体育室は、環境が整ったことに伴い料金を見直し、さらに、団体利用料金を新たに設定するものです。2段目の会議室等につきましては、これまで冷暖房を使う場合は追加料金を別途いただいておりますが、空調機器の利用が一般的になってきましたので、冷暖房込みの料金に改めるものです。3段目の回数券は、個人料金の見直しに伴っての改正で、つづ

り枚数の統一を図るものでございます。4段目の大・小体育室照明は、LED化に伴って消費電力量からの算出に見直すもので、大幅な減額となります。この度の改正により、実に3分の1以下に安くなるものでございます。なお、先日現地でLEDの半分の明るさを目視いたしました。これまでのハロゲン・ナトリウム球のフル点灯よりも明るく感じました。一番下の段の付属設備等につきましては、いわゆるコンセント使用料で、持ち込みの電気機器、追加スピーカーですとか、パソコンの使用に際し、これまで実費相当額としていたものを、1キロワットまで、1回につき150円と明確に示すものでございます。繰り返しになりますが、施行日は令和4年9月1日を予定しております。条例改正については以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒委員 回数券なのですが、私も持っていますが、値段が上がる前に購入したものを9月1日以降に利用する場合、追加で差額分を支払うようになるのでしょうか。

○大橋スポーツ振興課長 料金改正でございますので、追加料金をいただくかたちになるかと考えてございます。

○目黒委員 体育館で様々な講習会とか教室とかあるのですけれども、そちらに関しても料金等は上がる予定はございますでしょうか。

○大橋スポーツ振興課長 会議室等の利用に際してということによろしいでしょうか。一律といいますか、会議室等の利用につきましては、今回の改正によりまして改正後の金額でお納めいただきたいと思います。

○目黒委員 質問の仕方が不十分ですみませんでした。よくヨガ教室とか、様々なスポーツの教室とかでの利用料金というか、講習の料金ですかね。その料金等も反映されてくるのか。

○大橋スポーツ振興課長 団体の利用は今回加えますが、その講習料というのは主催側で決めていただくものですので、当然主催する団体に専用で、軽体育室をダンスの団体が利用する場合は、そちらの改正後の金額であくまでお納めいただきたいとかがえてございます。

○福田委員 今の関連なのですが、入場料を伴うようなイベントの場合でも、料金は変わらないのでしょうか。

○大橋スポーツ振興課長 入場料を取る場合には、それぞれ大体育室を始め料金が変わってございます。当然入場料を徴収する場合には、例えば大体育室を料金を取る場合等につきましては、追加といいますか料金設定が異なっております、より多く収めていただく。それは、従来と変わりありません。

○福田委員 それは、この表には出ていないのですね。

○大橋スポーツ振興課長 はい。体育施設の使用料そのものは、今回のこの表には出てきておりません。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、水郷プール子育て世帯への親子招待券配付事業の補正予算案に

ついて執行部より説明願います。

○大橋スポーツ振興課長 資料②をお願いいたします。水郷プール子育て世帯への親子招待券配付事業でございます。現在、中学生以下のお子さんが、1万5,342人いらっしゃいます。コロナ禍における子育て世帯の経済的負担の軽減と夏休み期間中のレジャー、余暇活動の増進に資するため、中学生以下の子供のいる全ての世帯に、水郷プールの招待券を配付するものです。予算措置につきましては、歳出予算については増額補正、また、財源として感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、歳入予算については、従来の使用料を減額し、国の交付金を増額するものです。2番補正予算額ですが、まず、歳入では15款、1項、8目、2節の保健体育施設使用料2,527万5,000円を減とし、16款、4項、7目、6節の保健体育費交付金に、減額分に委託料等を加えた2,748万4,000円を増とするものです。歳出では、招待券の郵送料として11節役務費を97万7,000円、12節招待券の作成等委託料として134万9,000円をそれぞれ増とするものでございます。以上でございます。

○鈴木委員 今の部分は分かるのですが、水郷プールの決算をする時には、この利用見込み額が決算額として出てくるのか、それとも使用した枚数が決算額として出てくるのか。その辺はどういう考えでいるのでしょうか。

○大橋スポーツ振興課長 決算につきましては、実際に使用された招待券からの積算といたしますか、決算となる予定です。

○鈴木委員 ということは、使われなかった枚数が多くなってしまった場合には、仕方がないといえば仕方がないのだろうけれども、結局市で出したお金が、例えば1,000万の招待券の部分が使われなかったら、それはどういう扱いになるのだろう。決算上というか。

○大橋スポーツ振興課長 実際に使われた枚数で清算となりますので、その分が国からも交付金として入ってくる。そういうかたちで清算という予定でございます。

○鈴木委員 市は国の交付金でやるから、損はしない事業になるのだけれども、なるべく税金の無駄遣いにならないように、配付する時に、なるべく行ってもらえるような誘導をお願いいたします。

○大橋スポーツ振興課長 今回対象となる世帯が9,627世帯ございまして、そちらの3回分で見てください。実際に5回来る人も、6回来る人もいるのだと思うのですが、今回は1回分で予算上は見ておりまして、3年ぶりに制限がない、補修事業等もない期間でございますので、広報紙等にも掲載してどんどん使ってもらうように、周知してまいりたいと考えてございます。

○矢口委員 今の件で、完全には理解できなかったもので、質問させてください。歳入の減額補正の部分は、考え方としてこの件がなかったら本来はこれくらい来ているはずだと。それに対して、この券を配ったことによって有料入場者数が減るから、この金額を減額補正をするという考え方でよろしいのでしょうかね。

○大橋スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。これまで入場料として入ってきていて、保健体育費に計上していた分を国の交付金でまかなうという考え方の元で

ございます。

○矢口委員 上手に国からのお金を付け替えるということでいいのでしょうかね。もう一つ質問させてください。聞き逃しかもしれませんが、この招待券の単価を教えてください。

○大橋スポーツ振興課長 通常の料金で、一般と高校生が1, 220円、小中学生が610円、4歳以上の幼児が200円で、乳幼児については従来から無料でございます。

○矢口委員 ごめんなさい、聞き方が足りなかったのですけれども、結局中学生以下の子供一人当たり3枚の招待券を配るということで、総額の2, 500万円あまりを割ると、1枚当たりいくらと考えているのか知りたかったのですけれども。

○大橋スポーツ振興課長 小中学生が610円、それとそちらに御父兄の方1名を加えると1, 220円です。小中学生は9, 987人おまして、そちらで1, 827万6, 210円。同じように、4歳以上の方が2, 328人おまして、こちらに御父兄を加えて、330万5, 760円。それから、200円の乳幼児につきましては、保護者の1, 220円のみで計算で、3, 027名いらっしゃいますので、369万2, 940円そちらの合計が2, 527万5, 000円となるものでございます。

○下村委員長 この招待券については、議会運営委員会でも少し問題が、皆さん御出席がなかったので、あったのですけれども、使われるのがプールだけだよという話で、教育委員会だけではなかったのですけれども、市の施設で使用料が取られる、入場料が取られるところでも使えるような券があったほうがいいねという話がありましたので、お伝えはしておきます。あともう一つは、コロナ感染予防対策をしっかりとしてからやっていただきたいということが言われました。委員の方からそういう話がありました。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産に関する案件でございます。工事につきまして予定価格が1億5, 000万円以上のものに該当しております。それでは、議案関係3、神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事について説明をさせていただきます。資料③-1をお開くください。今回の工事の目的ですが、神立小学校屋内運動場、いわゆる体育館につきましては、昭和54年に建築され、築43年が経過しておりますことから、令和3年3月に策定しました土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用していくことを目指し、おおむね40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものです。ちなみに、今回の神立小の工事は、土浦市学校施設長寿命化計画に基づく最初の案件でございます。このほか今年度は土浦四中の長寿命化を予定しております。1の工事名称及び2の工事場所につきましては、記載のとおりでございます。工期につきましては、議会の議決を得た翌日から令和5年3月15日までを予想しております。契約金額は、税込3億1, 240万円。契約予定の相手方は、株式会社山本工務店ということでございます。契約方法で

ございますが、5月11日に一般競争入札で行われ、翌日12日に仮契約を締結しております。7番の建物概要は、鉄筋コンクリート造りの3階建てで、1階に理科室、音楽室、家庭科室、コンピューター室の特別教室。2階、3階が屋内運動場となっております。9番の工事の内容でございますが、長寿命化とは、く体を利用して改築と同等の成果を挙げることを目的として行うものであり、主な工事としては屋根、外壁、建具、内装の改修、特別教室の断熱化、体育館アリーナ床の塩化ビニール化でございます。資料③-3をお願いいたします。こちらが施設整備のスケジュールとなっております。表の左側、2番目の箱、建築主体工事のところが、今回の工事の行程表となります。理科室については、先行して改修を行い、使用できない期間を短くすることで、学校側の負担を軽減いたします。全体としては、卒業式までに工事を完了する予定でございます。なお、工事につきましては建築主体工事のほかに、電気設備工事、機械設備工事の3工事に分けて同時期に行います。電気及び機械設備工事につきましては、契約額が1億5,000万円以下となりますことから、議案には含まれないものでございます。その他資料として、資料③-2が位置図、資料③-4が施設全体配置図、資料③-5から7が各フロア平面図でございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 今、スケジュールを見ているのですけれども、工事管理の業務は別発注だったのですでしたっけ。

○**塚本教育総務課長** 管理委託業務は別で委託となります。

○**鈴木委員** 土浦市は、学校の先生たちが喜ぶほどほかと違って、学校関係のエアコンにせよ、改修にせよ良くやっていると評価を、現場の先生と話をすると聞くと、今回も長寿命化で神立と四中が該当してくると。そのほかに、大規模改修もあると思うし、今までの耐震化もやっているでしょうし、コロナの臨時交付金を使って、トイレとか手洗いの改修もやっていて、ここのところものすごいスピード感がコロナ交付金のおかげで、ものすごく改修されているという感じはするのです。私も文教厚生委員だけ長くやっているのだけれども、頭の中で整理が付かなくなっているの、お願いを一つしたいのは、全小中学校で長寿命化、大規模改修、耐震化、どのくらい終わっているのかという報告を学校全部で。まだ未整備の学校がどこなのかというのを、次回の委員会の時まで、そういったものを作っていただけると、こちらも頭の中で整理ができるかと思しますので、その辺お仕事を増やしてしまって申し訳ないのだけれども、よろしくお願いいたします。

○**塚本教育総務課長** それまでに整理して、資料の提出をさせていただきます。

○**塚原委員** 中身の工事のところを見させていただいて、神立小学校の外階段。これは、建物自体だと思うのですけれども、外階段は御存じですか。外側を上がっていく階段なのですか。

○**塚本教育総務課長** 校庭側の外階段になりますかね。中廊下からの。

○**塚原委員** 中廊下ではなくて、外側ですね。実は、外側からの階段の下から何番目が、高さが違うのですよね。下りてくるときに、ステップの幅が違うので、結構そこで転ん

でいる子供とか、私なんかもバレーボールをやりに行くと、階段を下りてくるとステップの高さが全然違うので、そこで転んだりすると結構多くてですね。もし、今回の工事に入れられれば、見直しが可能なかどうか。ステップの幅が大分違うかなと思っているので、見ていただけると。今すぐやってくれということではないのですけれど、結構下りてくる時に子供たちが転んでたり。

○下村委員長 ステップの幅ではなく高さね。蹴上げ。危険ですよ。

○塚原委員 蹴上げが短い部分と長い部分があって、結構あるので、もし今回の時に手を加えられると、相当お金が掛かってしまうかもしれないですけども、見ていただければと思います。

○塚本教育総務課長 確認して対応したいと思います。

○下村委員長 よろしくをお願いします。

○目黒委員 資料3の一番最初に説明いただいた主な工事内容で、アリーナ床の塩化ビニール化とありますけれども、どのような床になるのでしょうか。

○塚本教育総務課長 現在は木製の床になっているのですけれども、ささくれとかいろいろ支障がありまして、バスケットボールとかあいうかたちの色の付いた、ブルーとかの床になります。

○目黒委員 そうすると怪我の防止にもつながるという考えでよろしいですかね。

○塚本教育総務課長 そのように対応します。

○目黒委員 3階になっているのですけれども、3階部分はギャラリーというか、2階を上から見るというイメージの3階ということなののでしょうか。

○塚本教育総務課長 そのとおりでございます、3階はアリーナというか、ギャラリーになっております。

○目黒委員 図面の1階部分ですね。機械室、ガスボンベ置き場とあるのですけれども、ガスボンベが理科室とか家庭科室もあるから、それ用に設置はされるのかと思うのですけれども、多分これだけの設備が下にあって上が体育館ということは、災害時の避難所としてはかなり有効なイメージがあるのですけれども、ガスボンベが離れたところにあるということは、ガスボンベを発電機の燃料にも可能だと思うのですけれども、設備を加えれば。それ用の発電機を使えば。その辺も検討の余地があるとおもうのですけれども、いかがでしょうか。

○望月教育部長 委員のおっしゃるとおり、小学校の体育館というのは災害時の避難所という扱いになっておりますので、特別教室用のガスボンベが災害用としてうまく使えるかどうかは、災害を所管しております総務部と確認をしておきたいと思っております。当然、各学校に防災倉庫がございますので、電気を起こす機械とかは備わっているところでございますが、さらに有効に活用できるかについても確認をしていきたいと思っております。

○目黒委員 是非、神立小で備えている発電機を切り替えるタイミングがあれば、御検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田子委員 工事をやっている間、子供たちはどこで学ぶのでしょうか。

○塚本教育総務課長 学校と協議をさせていただきまして、特別教室になりますので、この期間中は普通教室で授業をするようなカリキュラムに変更していただいています。理科室は、最大限可能な限早めに、改修を先行して行いまして、実験等に差し支えないようにカリキュラムを変更させていただいております。

○下村委員長 9か月でこれだけのものを、工期的に非常に厳しいのだろうと思うのですよ。具体的には、工事の内容が多岐にわたるというよりも新築に近いわけですね、解体とかも含めて。ですから、工程もしっかりと把握していただかないといけないのですけれども、物が今、エネルギーの問題があったり、いろいろ経済的にも混乱をきたすように物資が高騰しているわけですね、資材も含めて。そういった中で、9か月で可能なのかという検討が、着手前にいろいろしていかないと、工期どおりに終わらないと思うのです。ですから、その辺の検討をしっかりと、業者さんと打ち合わせをしていかないと駄目だろうと思うのです。設計管理のほうが進んで協議をしていくということを、御指導いただかないと駄目だろうと思います。材料が上がってスライド条項のいろいろありますけれども、材料が上がっていったらすぐに追加という話になっていってしまうわけで、その物価高に応じたスライドもしなければいけないわけですね、それよりも終わらなかったらどうするのですかという話のほうが、子供たちに対して影響が大きいわけですから、教育長も教育部長も御指導いただけるようによろしくお願いいたします。

○入野教育長 世の中の情勢、調達も含めて、価格も含めて非常に変化が激しいと。厳しい状況と聞いております。ただ、委員長からお話があったとおり、十二分に業者さんと詰めまして、子供たちの教育に影響がしないように対応してまいりたいと、そのように考えております。

○下村委員長 ただ、作っていくものを無理せずに。無理をしますと、後々悪いものができあがって、また直すことが多くなりますので、また子供たちに影響が出ることになります。先ほどの階段については調査というよりも、これは調査をしたらやることにさせていただかないと怪我につながりますし、最後に工期がなくなって急いでしまうと無理がたたって、仕上がりにも良くないけれども、子供の安全にかかわるよう重大なミスが発生する可能性もありますので、その辺も御注意いただいて、ご指導ください。よろしくお願いいたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 その他に移ります。仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備事業について執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 仮称土浦市立上大津地区統合小学校整備事業についてでございます。資料④－１をお願いいたします。報告をさせていただきます。まずはじめに、1のこれまでの経緯でございますが、上大津地区の適正配置については、平成29年8月から、地元説明会や適正配置検討委員会において慎重な審議を重ねてまいりました。開校準備の適正配置計画の策定について、その他用地選定につきまして、令和2年12月1

5日に、上大津地区の全戸配布として、周知をいたしております。2ページをお願いします。3月2日から3月23日の期間で、本計画のパブリックコメントを実施いたしております。なお、パブリックコメントの実施結果につきましては、9名の方から18件の御意見をいただいております。詳細につきましては、資料④－8に添付をさせていただいておりますので、後ほど御覧ください。資料3ページをお願いいたします。昨年12月23日に実施しました上大津公民館運営委員会の質疑やパブリックコメントにおいて、複合化及び建設候補地西側の高低差、いわゆるくぼ地に対するご意見がございましたので、更なる御理解を得ていただくために、4月26日に上大津公民館運営委員の皆様を対象としました説明会を実施しております。会議出席者につきましては、記載のとおりです。会議内容につきましては、当日会議資料でもございます資料④－4から資料④－7に基づき、説明をいたしました。お手数ですが、資料④－5土浦五中西側の状況を御覧ください。こちらが、高低差最大で8メートル程の状況ですが、造成をすることで、高低差は4メートル程度になる予定でございます。整備計画基本案においては、東工大の斉尾先生の勧めもございまして、高低差を活かした緑豊かな環境のサブグランド案の配置例について例示しております。イメージ図が、資料④－4の施設配置の検討についてでございます。ちなみに、くぼ地は、昔の梨畑だと伺っており、現在も成長した梨の木がございます。そのほか、先進地の事例報告及びパブリックコメントの実施結果の中から、複合化や今後の活動、運営面、建築構造や配置計画について、御理解を深めていただくよう、改めて説明をさせて頂いております。会議の主な質疑応答につきましては、3ページ下に記載をさせて頂いております。質問内容の一つ目ですが、おおつの地区長からは、上大津公民館を廃校後の上大津東小へ移転できないかのご意見を頂いておりますが、地区公民館は五中地区全体の中心に位置し、拠点となっていることから、場所の移転は予定しておらず、その旨を御説明し、おおむね御理解を得たものと考えております。4ページをお願いします。また、4ページ下から2番目の質問内容ですが、菅谷区長からは、菅谷、沖宿、田村地区の3地区は、五中西側には、高低差のあるくぼ地が存在することから、学校建設に反対する意向が示されております。こちらにつきましても、これまでの経緯等を御説明し、御理解を頂けるよう努めている状況でございます。資料5ページをお願いいたします。建設候補地については、測量を実施する中で、土地所有者から、立ち入りの許可を得たことから、5月24日に、上大津公民館運営委員及び開校準備協議会委員を対象とした現地説明を実施いたしました。資料④－9をお開き願います。当日資料といたしまして、西側くぼ地の対策案として、断面ゾーニング例を示し、説明をいたしました。例1は、これまで基本計画案で例示している断面図でございます。自然の地形を活かすことで、造成費を抑えることができます。また、1階部分、2階部分からも直接屋外にでることが可能なため、有事の際には、避難が容易となります。デメリットとしては、窓がない面があるため、部屋の間取り配置に工夫が生じます。例2は、地形はそのまま、建物を平地の部分に建てた例となります。例3は、全面盛土にした場合の例でございます。以上3例を例示し、説明をいたしました。また、複合化後の公民館の使用について、御理解をいただけるよう、重ねて複合化のメリットや課

題解消に向けた対策案についても、説明をいたしました。当日の主な質疑応答については、記載のとおりでございます。統合小学校につきましては、令和9年4月の開校目標としております。子供たちが主役ですので、子供たちが、より良い快適な環境で、安心して過ごせる学校づくりが推進できるよう、今後とも、地域の御理解をいただけるよう、進めてまいりたいと思います。報告は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員 基本的なところの確認というか、望月部長のほうがいいのかな。新治学園と一緒にやったことがあるので、一番分かっていると思うのですが、まず学校の設置者というのは市長でしたよね。それで、適正配置が今回正式決定されましたという文面なのだけれども、適正配置が正式決定されるのは、教育委員会の会議でしたか。それとも、地元の検討委員会場で決まるのでしたか。

○望月教育部長 本日の最初の資料にこれまでの経緯が示されてございますけれども、教育総務課長から説明がありましたとおり、平成29年から3年ほど掛けまして、検討委員会を地域の地域の方々、学校関係者、PTA関係者などが入りまして、上大津地区の教育環境を整備するために、統合小学校が必要であるということで、その統合小学校をどの辺の場所に作るべきかというような、検討委員会で結論付けていただきまして、それを踏まえて市の教育委員会で、令和2年11月に適正配置の計画を策定したというものでございます。その決定につきまして、令和2年12月15日に、資料の一番下になりますけれども、上大津の地区全体にお知らせをしたというところが、まず適正配置の取扱いの部分かと思います。

○鈴木委員 ということは、地元の検討委員会で決定をしましたと。その後、最初に聞いたとおり、学校の設置者が市長であるということで検討委員会が決定をしたことを、市長なり教育委員会なりが承認するとか、議会に対しては報告案件のみなのか、議会もどこかで承認する必要があったのでしたか。

○望月教育部長 学校につきましては、設管条例で場所と名称がきちんと位置付けられております。新しい統合校につきましても、設管条例を議会に諮りまして、議会で認めていただくというかたちがございます。それにつきましては、開校の2、3年前のタイミングで、新治学園につきましても議会にお諮りしたところでございます、この上大津地区につきましても令和9年度の開校でございますので、まだ先になりますけれども、令和6年度あるいは7年度頃、適切なタイミングに、議会にお諮りをさせていただくということになります。

○鈴木委員 議会にはまだ条例案の提示がないというところを考えると、まだまだ計画の細かい部分については、変更の余地がある案件と解釈をしてよろしいでしょうか。

○望月教育部長 先ほど説明させていただきました、適正配置の実施計画策定後におきましては、昨年度に教育委員会の中で、五中のそばの土地を全部調査いたしまして、その中で五中西側の土地を選定したという段階でございます、その選定した内容について、現在上大津統合小学校の整備基本計画ということで、今は案の段階でございますけれども、地域の方等にお示しをしている状況でございます。

○鈴木委員 理解しました。地域とすり合わせをしている段階ということですのでよろしいですよね。それで、教育長にお伺いしたいのだけれども、教育委員会の教育委員さんが集まっている会議のなかで、このことは私たちに報告をされているのと同じように、報告をされているのでしょうか。

○入野教育長 教育委員会におきまして、本日の内容も含めて同時並行的に報告をさせていただいているところでございます。

○鈴木委員 実際に今日の午後から現地を私たちは見に行くのですけれども、恐らくこの場で皆さんはあまり言わないでしょうけれども、地元の住民、区の役員さん、ここ、それぞれの議員がいろいろな相談の電話を受けているような状況で、新治学園の時とは違って、まだ少し地元の理解不足が、市役所と地元との認識の違いが、まだあるのかなという心配があるのですが、教育委員の皆さんからはそういった意見とか、話は言っていないのかな。どうでしょう。

○入野教育長 教育委員会におきましては、報告の際に委員から特にコメントはもらってはおりませんけれども、現状につきましてはしっかりと説明をしているところでございます。今後は、各教育委員からも必要な意見は徴収できるように努めていきたいと思っております。

○下村委員長 先ほど教育総務課長から説明があった断面図とか出してますよね。これは、プロポーザルで業者選定もしていなくて、想定、想定で出していくということが、いいのか悪いのかという、そういうお考えがどちらなのかなというのをお聞きしたいのです。

○望月教育部長 御案内のとおり昨年の12月から地域の方々に、我々が考えている計画案を御説明しているなかで、なかなか場所の選定をしたところが高低差が一部あるというような状況もありまして、時間は大分掛けているところなのですけれども、理解をいただけない方が一部おりまして、そういった方々に我々としては丁寧に説明していくという方向で、議論を重ねているというなかで、いろいろな方法があるよということ提示したものでございます。まだ、この後のステップで設計に入ってきた中で、具体的な土地の活用方法とかに入るわけなのですけれども、御質問が多岐に渡っておりますので、御理解をいただくという意味で、いろいろな方法をお示ししながら議論をしているところでございます。

○下村委員長 もう一つ、こういう断面を作ったり、想定として配置のゾーニングどうのこうのとか、ああいったことを作っているのは、どなたが作っているのですか。お金が掛かっているのであれば、ある程度依頼しているのであれば、プロポーザルで業者選定をして、それで案を練っていくというのが一番いいのかなと。プロポーザル方式というのはコンペ形式ではないですから、業者と一緒になって教育委員会の希望を、選定した業者にどんどん伝えながら案を練っていくという、そういうスタイルなのだろうと思うのですけれども、コンペの場合には状況をぼんと提示をして、これで競争をさせるわけなのですけれども、その辺のことがいつまでも選定しないで、どこかにゆだねているとお金も掛かってくるのではないかなというふうに感じるのですけれどもね。その辺のこと

については、教育部長はどのようにお考えですか。

○望月教育部長 先ほどの断面図でございますが、あくまでも教育委員会内部で技師の職員もおりますので、そういったことからいろいろな方法もあるのだということで、地域の方に理解を求めるという意味でお示しをしているというところでございますが、地域の方から要請というか、必要な説明なのかなと我々も思っております。委員長がおっしゃるとおりですね。具体的には次のステップになってくることでございますが、理解を深めていただくという目的で、我々は進めているところでございます。

○入野教育長 私からも補足で説明をさせていただきます。ちょっとおさらいも含めて整理をしたいと思います。先ほど課長、部長が御説明したとおり、丁寧に私としては地元も含めて、議会への報告も含めて、進めてきたのかなとそういうふうに考えております。今、地元を中心に一部御意見をいただいている内容が2点あるというふうに考えています。一つは、公民館を学校の中に複合化することによって、今の利用している方々が、狭くなるのではないかと、利便性が低下するのではないかと不安だというお声をいただいております。もう一つが、所在地を西側に検討しておりますが、くぼ地があるというところが、いろいろな安心安全も含めてそこが不安ではないか、そういうようなことが。その2点が、私は地元を中心とした御意見かなというふうに考えております。この二つの点につきましては、これから委員長が先ほどお話をしたとおり、正式に業者さんとプロポーザルで詰めていくなかで、地元の公民館利用者の利便性がもっと向上するような、そんなメリットの高い公民館利用になるように、そしてくぼ地については、我々の職員がいろいろな考える方法で、専門職員が技術的な面で不安を解消するために、地元の方にお示しをしたわけですので、これが逆に委員長の御懸念のように、一人歩きをしないようにきちんと留意をした上で、地元の方々を中心に御説明をしているつもりでございます。いずれにしても、令和2年の冬でしょうか、適正配置計画が小中一貫教育を本市は推進するのだという前提の元に、きちんと地元の方々、そして市民全体に、議会も含めて御了解をいただきながら、令和9年4月の開校に向けて粛々と進めているところでありますので、今後も不安を、私は反対意見というふうには認識しておりませんので、実は不安なところが沢山あるよということであれば、いろいろな技術的な方法で二つ、大きく分けて言えば二つなのですが、そういった不安の声を少しでも解消するために、今後設計業者等としっかりと詰めていく必要があるのかなとそのように考えております。以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。私たち委員会は、いつだったかも皆さんと話したのですが、ニュートラルなのですね立場的には。ただ、教育委員会の手続き上の問題で、ちょっとおかしいでしょうとなったら意見を出さなければならない。しかし、地元住民の皆さんからも、いろいろと話がありましたけれども、委員の方に来ていますが、それについて教育委員会が把握していることであれば、私たちは立場上何も言うことがないわけですね。ですから、皆さんよく地元との合意を、丁寧に説明して合意をしていただくということが大切かなと思いますので、よろしくお願いします。

○田子委員 資料④－1の5ページ。5月24日の説明会の事務局説明のなかで気にな

ることがあるのですけれども、複合化事例で調理室及び共用化に関して、説明をされていることなののですけれども、今後こういうことを見越しての説明なのか、どういう経緯でこの説明をされたのか、教えていただけますか。

○塚本教育総務課長 上大津公民館の利用者の方が、調理室、図書室等の部分が共用になって自分たちの、例えばお鍋とか、そういった部分がどうしたらいいんだというのが、具体的な話になってしまうのですがそういった課題がありまして、その課題の解決策として、例えば学校の器具については学校の準備室で、公民館が今持っている調理器具については公民館用の準備室を使うことで、実際に調理室は共用化することでどうでしょうかみたいな案を示させていただいて、今課題の方の対策を御提案しているところでございます。

○田子委員 流れは分かりましたが、共用といっても小学校が隣にできたのならば、小、中、それから地域の方の三者が共用するイメージになってくるのでしょうか。

○塚本教育総務課長 中学校については、中学校のほうの建物で調理室を使います。学校ですと、年間20時間位なのですね。複合化の課題解消に向けた対策というのがございまして、資料④－10になります。個別に説明しなかったのですが。こちらに、調理室の共用化の対策ということで、上大津公民館の調理室利用件数と上大津東小学校の家庭科室利用時間数等を調査したものでございます。それぞれ、1か月平均が6件と1か月平均の約1.7時間ということで、調理室の利用率は低いので、室の共用化には支障がないと考えておりまして、こういった御提案をさせていただいております。

○田子委員 分かりました。図書室の共用化についても書いてありますけれども、こちらはそれぞれに、小学校、中学校、公民館ということでそれぞれに設けるイメージでよろしいのでしょうか。

○塚本教育総務課長 そのように考えております。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、博物館大規模改修に係る工事と休館について執行部より説明願います。

○木塚博物館副館長 資料⑤をお願いいたします。博物館大規模改修に係る工事と休館について御説明いたします。1の実施設計業務及び工事につきましたは、(1)の業者による実施設計が、(2)の委託期間のとおり完了いたしました。(3)の工事につきましたは、建築、電気、機械の工事を令和4年度から令和5年度にかけて実施する予定でございまして。市民の皆様に向けて休館のお知らせをします。2を御覧ください。工事に伴う休館につきましたは、(1)工事期間が令和5年9月までを予定しております。その後、(2)の工事検査を経まして、(3)引越、開館準備をいたします。(4)の休館期間でございまして、記載のとおり令和4年7月5日から令和5年12月末までの18か月を休館いたします。なお、亀城公園にあります東櫓は、博物館の付属展示館でございまして、こちらは無料開館いたします。(5)の再開館ですが、令和6年1月上旬を予定しております。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、体育施設等新型コロナウイルス感染症対策事業予算の事故繰越について、川口運動公園トイレ等改修工事を執行部より説明願います。

○大橋スポーツ振興課長 資料⑥をお願いいたします。川口運動公園内のトイレは、感染症対策として水栓のレバーハンドル化や洋式化に合わせ、3か所の内装リフォーム工事は3月中旬に完了予定でございましたが、こちらもコロナウイルス感染拡大が工事資材の生産にも影響を及ぼし、トイレ本体、具体的には洗浄機能付き便座の納入の見込みが立たなくなり、工期を6月末まで延長したものでございます。2の繰越額は、3目体育施設の14節工事請負費5,720万円のうち、6割の3,432万円を令和4年度へ繰越しして対処いたします。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、茨城県土浦市が生んだ高校野球の名将、木内幸男追悼展の開催について執行部より説明願います。

○大橋スポーツ振興課長 資料⑦をお願いいたします。土浦市出身、高校野球界に名をとどろかせた木内幸男監督の追悼展のご案内です。常総学院と常友会と申します高校野球のOB会がございす。そちらの全面協力のもと、市民ギャラリーにて6月28日火曜日から7月24日日曜日まで開催いたします。一番下の7番追悼展の概要ですが、追悼映像の放映を始め、写真パネルや優勝旗、記念ボールなどの展示、来場の記念やSNSに活用いただけるよう撮影コーナーの設置などを予定しております。以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員 以前、私が一般質問でやったところが、こういうかたちになって表れてきて、非常に良いことだということで、期待をしています。これは、広告の部分で土浦市内、茨城県内のほか県外の皆さんにも、非常に野球好きな方には興味があるものだと思うので、広告宣伝の仕方を上手にやっていただいて、一人でも多くの来場者が来ていただけるようにお願いします。

○大橋スポーツ振興課長 鈴木委員から御提案いただきましたように、地方大会の期間でもありますし、来場された方々は今SNS等で拡散とかもされるところです。あとは、もちろん広報紙等にも掲載して、市のホームページ等の掲載も考えてございますので、来場者数の増に事務局としても期待しているところでございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。つづきまして、4月22日に行われました旧土浦藩領谷和原村代官所長屋門の視察について議題とします。長屋門についての御意見を委員の皆さん伺う前に、まず中澤文化振興課長から長屋門の概要等について説明願います。

○中澤文化振興課長 資料⑧をお願いいたします。旧土浦藩領谷和原村長屋門の部材確認について、御説明いたします。1番目、長屋門についての構造、規模、寄贈等につきましては、記載のとおりでございます。2番目の保管状況の確認日は、4月22日の金曜日、午後2時から行いました。3番目の主な説明内容につきましては、(1)歴史的な調査所見を、博物館の木塚副館長より説明いたしました。主な要点は、1点目の黒ポチ、長屋門の寄贈者は、西檜戸村の名主、中山源兵衛の子孫である。2点目、西檜戸村は、村高460石余である。3点目、谷原領代官は、土浦藩士の池田民吉である。よって、4点目、寄贈の長屋門は、これまで伝えられてきた代官所の門ではなく、名主中山家の門であることが判明したなどです。(2)建造物部材の所見につきましては、茨城県ヘリテージマネージャーの石坂健一さんより、説明をいただきました。1点目の黒ポチ、柱、梁、小屋組などの部材は、ほぼ残っている模様。2点目、全ての部材を一点一点見ないと何とも言えないが、使える部材は半分位だろう。3点目、瓦や板貼り材は、参考品として一部が残されているのみなので、復元時は新規で造作しなければならない。4点目、材料は、地元で入手できる素朴なもので、松や杉材が主で、柱と扉がヒノキであるというものでした。説明は以上でございます。

○下村委員長 委員の皆さんから、再度長屋門についての意見等を伺いたいと思います。また、先ほどの説明を含め、執行部への質問がございましたら、一緒をお願いいたします。視察に行っていない方もいるので、先ほど概要説明をしていただきましたけれども、委員の皆さん、目黒委員から順次意見を述べていただければ。

○目黒委員 4月22日に見学をさせていただきまして、歴史も感じられましたし、これが復元できたら、本当に凄いスケールがあってすばらしいなと思ったのですが、その反面でこちらにあるように、かなり虫食いとか建てるにあたってもそのまま使えないというのが、素人目で見ても十分に分かりましたので、部材に関しては処分したほうが、個人的な意見としてはよろしいのではないかと思います。ただ、こういった土浦市として歴史なり、こういうものがあったのだということで、何かしらの資料であったりとか、例えば小さな模型とかで残すのも必要かなと思いました。写真も少し見させていただいたのですが、素朴な感じで、かといって普段は見ることはできないものですので、うまい具合に何かしらで残していただけたらと思います。

○塚原委員 まず、今回確認させていただいて、代官所の長屋門ということで、文化財的なものがあるのではないかとということで行ったわけですが、実際に木塚副館長の御説明を受けた時に、名主の家だったよと。それを今、一緒に行っていたいた工務店の方の意見を聞くと、半分以上虫食いで使えないのではないかと。それを、これから再建させた時に、どれだけのお金が掛かって、どれだけの期間がかかるか。それを再建するだけの意味があるのかということを考えると、非常に再建させることは、無駄と言ったら大変失礼なのですが、そうじゃないかなと。それを考えると、まだ新治にはあれより良い門がいくつも残っていると、名主さんの所ということからするとですね。私も目黒委員と同様で、今回は処分するのに今まで10年、20年、30年近く保管してきたなかで、財産の目録にもないということですので、どういう処分の方が良いのか分

かりませんけれども、操作したほうがいいのではないかなというのが私の意見になります。

○**福田委員** 私は欠席をさせていただきまして、写真であるとか、あるいは委員の方からのお話を伺うということでしたので、何とも言いようがないのですが、やはり二人の意見のように、復元するのにコストが掛かるとことになると、また話は変わってきますので、その辺を十分に検討していただきたいと思います。

○**下村委員長** 田子委員いかがですか。視察を知らないのであれですけれども、今の中澤課長からの御説明をいただいて、資料と委員の皆さんから少しずつ。

○**田子委員** 私も欠席でしたので、現状は得られていないのですけれども、虫食いがひどいというので、ちょっと難しいんじゃないかなというのは、伺っていて思いました。

○**矢口委員** まず、当日御説明いただいた建築の専門家と木塚副館長の説明が非常に分かりやすく、本当にありがとうございました。今までほかの委員がおっしゃったように、私も建物自体を復元するというのは現実的ではないと思いました。一方で、この部材を置いてある倉庫、持ち物である倉庫に置いておく分には、目立った費用が発生しないということなので、どうするのだということを考えたのですが、この倉庫がもし空いていれば、ここに地元で置かせてもらいたいものがあるという意見も伺っておりますので、このままこの状態で放置しておくのは良くないのだろうなと思っております。どこかで決断が必要なのかなというふうに感じております。以上です。

○**鈴木委員** まず、感想の前に質問というかお願いになるのかな。1点、1点部材を調査をした場合に掛かる費用と処分した場合の費用の差の算出は、まだやっていないですよ。

○**中澤文化振興課長** まだ算出はしてございません。

○**鈴木委員** 算出には当然お金も掛かってくるでしょう。そこにお金を掛けて保存をし続けていくべきかという問題が一つあります。どうかんがえても、昭和60年に解体したものをあの状態で置いているのだから、私ら素人が見てもあの材料は使えないし、新しいものと組み合わせてどこかに復元したとしても、シロアリとか何かを防ぐ技術は高度でしょうけれども、前提としてああいった長屋門は、下で囲炉裏で火をおこして、いぶりながら虫を寄せ付けないような造りでやっていたものが、現代の環境に合うか合わないかという部分もあるので、原則早めに処分をしていただきたい。それよりも、この前私は富岡家住宅を見てきました。富岡家住宅はまだ住んでいる方がいらっしゃるの、その方の許可をいただいて、やはり建築関係の方と見てきたのですけれども、建物としてぎりぎり残っている状態、かなり土台が危ない状態にはなっているのだけれども、今ならぎりぎりなんとか移築ができるのか、それともあの場所に置いておくのかという議論はのちのち出てくるかと思うのだけれども、ああいったものの保存とか移築を検討したほうが、この前見た長屋門にお金を掛けるよりも有効ではないかと。ほかにも岩瀬家住宅もあるし、前野家もあるし、高津にもありましたよね。そういった、今残っていて、今ならなんとかあるというものを、何か年かの計画に基づいて、利用を検討していただきたいと思います。この長屋門については、早めに処分していただきたいという

のが私の意見でございます。

○奥谷副委員長 先日は説明していただきありがとうございました。実際に、私も現物を見るまで詳しい状況が分かりませんでしたけれども、まずはこの今残されているものが、これから復元をしてまで残す価値があるのかどうかということを考えた場合に、当日の説明を聞いているとそこまでの価値はないのではないのかなと。なおかつ、あの状況で保管場所を移転したりということがあったようですけれども、40年位置いている状況を実際に見た場合に、非常に傷みがひどいということもよく分かりましたので、そういうことであれば、あそこにこのまま置いておくというのも、ちょっと違うのではないかなと。なんとかこのタイミングでしっかりと把握すべきではないかということで、どういう形の処分方法があるか御検討いただきたいと思います。処分をさせてもらうほうがいいのではないかなというふうに感じております。

○下村委員長 それでは、意見を取りまとめたと思います。旧土浦藩領谷和原村代官所長屋門について、文教厚生委員会としては、委員の皆さんの御意見によりますと、廃棄処分ですか。文化財的な価値がないから廃棄処分。もう一つ、できるだけ早く処分という。現在の倉庫に保管しているけれども、地元の皆さんの要望によればそういうものを早く無くしてもらえれば、別の活用ができるというようなことです。まとめとしては、廃棄処分が多いということで、委員の意見は。もう一つ、記録を残せるのかというようなことでした。写真とか、解体する時の資料等で図面、あるいは符合で材料調書でしょうかね。そういった部材調書みたいなものがあるのでしょうかから、そういったものを保存をしていただければと。お金を掛けて解体をしてきたものですから、やはり市の財産を廃棄処分するということになると、それなりの記録保存が必要なのかなということを感じますので、委員会としては廃棄処分、記録保存ということで、教育委員会のほうで御検討いただいて、その検討結果を文教厚生委員会へ報告をしていただければというふうにお願いいたします。以上です。

○中澤文化振興課長 廃棄処分の意見とか、記録保存をとというのが主な意見かなと思います。処分もいろいろあるかと思います。どういった処分の方法があるのか。また、記録保存につきましては、昭和60年に寄贈を受けるに当たりまして、解体時に寸法と図面等をおこせるような記録がございます。また、解体時の小屋組みなどの記録を取った写真などもございます。そういったものは、今後残していくといったような方向性で考えておりますけれども、改めまして委員会へ御報告させていただければと思います。

○入野教育長 時間の関係もありますので、端的にお答えを差し上げたいと思います。まず、4月22日の現地調査は各委員に御足労いただき大変ありがとうございます。本日も慎重な御審議をいただき、感謝の言葉も申し上げる次第でございます。そしてもう1点、古くはなりますが、30年以上も寄贈を受けてから、執行部でなかなか対応ができなかったということは、改めまして私からお詫びを申し上げたいと思います。今日審議をいただきました、各委員からの総意ということで、いろいろな御意見がありましたが、私も各委員と同様の意見でございます。この業務に限らず、費用対効果というのは非常に行政としては大切でございます。この文化財、門が全く価値がないとい

うふうには、私は考えてございません。ただ、地域振興のためにどれだけのお金を掛けて、これまで30年の間に検討した経緯もあるようです。3,000万円、4,000万円位の経費で、もう1回復元できるというような、当時の案もあったようでございます。人件費等を加えますので億近くなるかもしれませんが、そういった経費が、ざっくりとした経費ですが、そういったお金を掛けて、価値を改めて精査をして、本市の地域振興、観光振興に寄与するか、あるいは文化振興に寄与するか、そういったことを執行部でただ今課長が申し上げたとおり、さらに検討をして、この委員会に御報告を申し上げたいというふうに思います。最後になりますが、私は寄贈してくれた、30年前の話ですが、価値ももしかしたら御本人はお分かりにならなかったのかなというふうに思っております。そういった御本人が寄贈した、また役所側の姿勢というものはしっかりと、お話にもありましたけれども、記録の保存なり、後に残すことが土浦市としての努めかなとそうのように考えております。しっかりと検討して御報告差し上げたいと思います。

○**下村委員長** ありがとうございます。よろしく願いいたします。この件は終わりにしたいと思います。それでは、その他何か執行部からありますか。

(「ございません」の声あり)

○**下村委員長** 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

○**塚原委員** 今、川口運動公園のトイレの部材も非常に厳しいという状況だったのですが、県の水郷体育館のトイレの改修というのは、ほとんどが和式で非常に使いづらいというところがあるので、それを御提案いただいて、この機会にやっていただくと非常にありがたいと思うのですが、どうでしょう。

○**入野教育長** 水郷体育館のトイレの件については、塚原委員を始め各委員からもこの委員会でお話を伺っております。私も県の土木事務所を中心に、県庁にも要望をしてみたいところがございます。昨年度は、至急というふうに話を、要望したところでありますけれども、今冬の選考がありまして来年度以降できるだけ早期にという期待をしておりますが、最優先でやらせていただきたいといった回答を現時点でいただいておりますので、期待をして待ちたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** 以上で、教育委員会は終了します。お疲れ様でした。長時間に渡り、ありがとうございます。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部とこども未来部を行います。再開は、11時35分とします。

【休憩】

(午前11時35分再開)

○**下村委員長** 再開いたします。保健福祉部より行います。資料は、文教厚生委員会、令和4年、5月30日開催、保健福祉部をお願いします。議案関係に入ります。土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正案について執行部より説明願います。

○**小池障害福祉課長** 土浦市障害者自立支援センター条例等の一部改正案について御説明いたします。資料①-1をお願いします。1の改正理由でございます。障害福祉課所

管の土浦市障害者自立支援センター条例及び土浦市つくしの家条例と、こども包括支援課所管の土浦市療育支援センター条例において、使用料についての規定に、本来不必要である規定があることが判明したことから、これを修正するために、条例の一部改正を行うものでございます。また、現状のサービス提供内容に合わせた改正も、併せておこなうものです。条例は3つありますが、主たる改正内容が同一であることから、改正条例は1本となります。なお、今回の改正に伴う利用者の負担や運用についての変更はございません。2の改正の概要でございます。それぞれの条例の①の減額規定の削除が共通の改正内容となりますので、まず、①について説明させていただきます。資料①-2をお願いします。平成24年に障害者総合支援法等の改正があり、その法改正に合わせ障害者自立支援センター条例等の3条例の一部改正を行いましたが、その際、誤った解釈により改正したため、法の趣旨とは合わない規定になっていることが判明しました。このことから、法の規定に合うよう条例の一部改正を行うものです。なお、実際の運用については、法の規定に沿っておこなっており、利用者の不利益は生じておりません。では、法の規定と条例の既定の相違について説明いたします。まず、1の法の規定についてからお願いします。障害者総合支援法第29条の規定についてですが、まず第1項において、障害者が障害福祉サービスを受けた際には、市から給付費が支給されることが規定されています。つづいて、第3項において、その給付費の額は、図の①の国が決めた障害福祉サービスの費用の額から、図の②の利用者の負担能力に応じた額を差し引いた額と規定されています。法の趣旨としては、障害福祉サービス利用に係る費用については、原則全額公費負担。ただし、負担能力のある利用者には一部負担を求める、というものになっております。この法における市というのは、行政庁としての市であり、行政から障害福祉サービス事業所に給付費を支給するという流れになります。つぎに、2の条例の規定について説明いたします。法においては、給付費について規定されておりますが、つくしの家等の条例では、障害福祉サービス事業所として利用者から徴収する使用料について規定しております。平成24年の法改正に合わせ、低所得者の負担を軽減するという趣旨で、つくしの家条例等に、使用料の減額規定を加える改正をしましたが、そもそも法の規定では、低所得者に対して負担を求めておりません。また、この減額規定を追加したことにより、負担能力がある利用者に対して求めるべき額を、使用料から減額するという意味となり、負担能力に応じた負担を求める法の趣旨と異なってしまいました。つくしの家条例等は、障害福祉サービス事業所としての使用料、もらう側の規定しているところ、給付費の支給する側について規定した法の内容をそのままあてはめてしまったため、法の趣旨に合わない規定となってしまいました。具体的に、つくしの家条例第10条の規定を例に説明いたします。つくしの家条例第10条を御覧ください。まず、第1項において、利用者は国が定めた額、図の①の使用料を納入しなければならないと規定しております。障害福祉サービス事業所であるつくしの家の収入となる使用料は、①の10万円となります。しかし、第2項において、②の負担能力に応じた額の使用料を減額するようになっており、法が規定する、負担能力のある人にはその能力に応じた負担をしてもらうという趣旨に反し、負担能力のある人が負担する額を減額

するという規定になっております。障害福祉サービス事業所として、10万円のサービスを提供しても、負担能力のある利用者からは、9万円しか料金をもらわない、ということになってしまいます。つぎに、ここまでの説明のポイントを、QアンドAのスタイルでまとめました。2ページをお願いします。問1ということで、利用者による根拠法の相違とは、どのようなものか。答1として、利用者が障害者、大人か障害児、子供かによって、障害福祉サービスに係る給付費の根拠法が異なります。ただし、サービス利用に係る仕組は同一のものでございます。サービスの対象者が障害者、大人な場合の根拠法は障害者総合支援法となり、サービスを提供する施設はつくしの家、自立支援サービスになります。一方で、障害児、子供だった場合の根拠法は、児童福祉法となりまして、療育支援センターがこの施設となります。問2、利用者から徴収した費用はあるのか。負担能力に応じた額は発生しているのか。答2として、つくしの家及び自立支援センターについては、利用者である障害者本人に対して所得の判定を行った結果、低所得者の判定であったため、利用の負担は発生しておりません。療育支援センターについては、利用者である障害児の保護者の所得で判定しているため、負担額が発生した方には、法の規定のとおり費用を徴収しております。問3、条例上減額すると規定しているのに利用者から徴収した費用の返金はいらないのか。答えとして、平成24年の条例改正は、法律の趣旨に合わせるために行った条例改正が、実は錯誤であったというものです。つまり、法律の内容に反するような条例が存在していたものの、実際の事務処理は条例ではなく法律に基づいた運用を行い、負担額等も法律に応じたものとなっており、現時点で返金は発生いたしません。問4、法の上での給付費と条例上の使用料は異なるものなのか。答えとして、給付費イコール使用料ではございません。給付費は、障害福祉サービスに要する費用のうち、市が公費負担する分を指します。使用料は、障害福祉サービスに要する費用そのものを指します。つくしの家等は、公の施設として設置及び管理に関する事項を条例で定めており、障害福祉サービスに要する費用を使用料とみなしたものです。図のほうで、給付費と使用料との関係と、実際のお金の流れを表しました。利用者が障害福祉サービスを利用した時は、行政庁である市から給付費が支給されます。③の太い緑の矢印です。ただし、実際のお金の動きは、国保連合会を経由して、事業所に直接支給されます。それが緑の細い矢印③ダッシュとなります。一方で、利用者は、障害福祉サービス事業所に使用料を支払う必要があります。青の矢印①で表しております。そして、この使用料の内訳が、緑の給付費③ダッシュと黄色の負担額②のとなります。緑の給付費については、市から国保連合会を経由して、直接事業所に支払われますので、利用者は差額のみを事業所に支払うことになります。この②の負担額について、条例では減額すると規定しておりますが、実務上では法の規定に沿って徴収しております。問5、事務処理上の誤りはなく、条例の規定のみが誤っていたということか。答えとして、お見込みのとおりということでございます。以上のことから、法の趣旨と異なっているつくしの家条例第10条第2項等の減額規定を削り、改正前の構成に戻す改正を行うものです。なお、繰り返しになりますが、実際の事務処理としては、法の規定に沿ったの事務処理をおこなっておりますので、この改正により利用者の

不利益が生じることはございません。①の説明については以上となります。恐れ入りますが、最初の資料①－１にお戻りください。２の改正概要の（２）療育支援センター条例と（３）つくしの家条例の②、使用料を利用料に改めるについて説明いたします。これまで、療育支援センター等を利用する際の料金については、公の施設を使用することに対する使用料という規定になっておりましたが、実際の内容は、障害福祉サービスを利用することに対するサービス利用料であることから、実態に合わせ使用料を利用料に改めるものでございます。そのほかに、（１）障害者自立支援センター条例については、引用する法律の条項ずれの整理を、（２）療育支援センター条例については、条例上未規定であった障害児相談支援及び計画相談支援サービスに係る規定の追加を、（３）つくしの家条例については、サービスを利用する者がいないことから、現在廃止をしている事業を条例から削除する改正も併せて行います。３の施行日については、公布の日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願いします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** どういったきっかけで、規定等に本来不必要なものがあったとか判明したのか、お教えいただけたらと思います。

○**小池障害福祉課長** 実は、廃止している事業がまだ条例に載っているというところの部分で、そこは削らなければいけないだろうということで、条例改正の準備をしておりました。つくしの家条例ともう一つの使用料から利用料に改めるというところについては、ずっと課題になっていた部分がありまして、今回条例改正をするのであれば、その整理もしたほうがいいねということで、その使用料の条項を見たところ、これは言っていることが何かおかしくないかということに気が付いて、なんでこうなってしまったのか調べていく過程の中で、つくしの条例だけじゃなくて、療育支援センター及び自立支援センターの条例もその時に一緒に直したようだ。なんでこうなったのかなと法律に戻ってみたら、どうも給付費を改正したのに使用料も改正してしまったのではないかなというようなかたちで判明いたしました。

○**目黒委員** 本文を調べようと思って調べられなかったのですけれども、ホームページで見られましたでしょうか。

○**小池障害福祉課長** 本文は、条例の本文でしょうか。

○**目黒委員** そうですね。

○**小池障害福祉課長** 市のホームページの例規というかたちで検索していただくか、つくしの家条例とかそのままずばりキーワードで検索していただいても、多分ヒットするかと思います。

○**鈴木委員** 質問が二つあったのだけれども、一つは今の目黒委員の質問で解決をしました。これは、気が付かずに条例を制定してしまったということは、私は平成２３年から文教厚生委員会にいますけれども、議会としてのチェック機能が果たせなかったという点でも、非常に申し訳ないと。皆さんが提案をしてきたことに対して、条文まで私たちがよく読み込んで、ただ法の趣旨と合うか合わないかという視点が欠けていたのかなというところも反省していますので、今後条例改正の時も今まで以上に見ていかなけれ

ばならないというところがあるので、よく気づいていただけました、ありがとうございますというのがまず第1です。あとは、QアンドAを見ても利用者に不利益が生じていないというところが、一つ安心した部分で、特に保健福祉部は複雑なところが多いと思うので、折に触れて条例と上位法の整合性をチェックしながら、今後やっていただきたいということで、これは当時委員だった私もチェックを果たせなかったというお詫びを含めて、皆さんにも頑張っていたきたいというお願いです。答弁は大丈夫です。

○矢口委員 正直完全には理解していないので、そこを含み置きの上で質問をさせていただきます。2点あります。まず、使用料と利用料の違いをもう一度よく御説明いただきたいのと、QアンドAの赤字のところですが、事務処理が条例ではなく法律に基づいた運用を行っていたということで、それって何なのとよく分からない。条例に基づいて事務処理されるべきであろうところが、結果的には良かったけれども法律に基づいてやってたってなんなのかなと。そこもよく分からないので、その2点の御説明をお願いいたします。

○小池障害福祉課長 まず、1点目の質問でございます。使用料と利用料の何が違うのかということなのですが、考え方として使用料ですと、例えばつくしの家という公の施設の、極端に言えば床を使うことに対する対価、施設を使うことに対する対価という考え方ですと使用料というかたちになりまして、公の施設の設完条例と言われているものについては、このスタイルを取っていることが多いかと思います。例えば、公民館ですと、お部屋を貸すときの使用料がいくらですよというイメージかと思います。今回、利用料と改めるのは、内容はあくまで障害福祉サービス事業を提供したことに対する対価であるということで、床を使うことに対する対価ではないですよという部分で、今回利用料というふうに改めました。ここの利用料については、あくまで障害者に関する法律、障害者相互支援法とか、児童福祉法とか、そういったところのルールに乗っ取った料金でありますよと。ただ、公であるつくしの家を利用する際には、こういった利用料金が掛かりますよということで、その条例のところに規定させていただいているという部分が違います。それともう一つ、2点目。条例の規定をしていて、その条例のとおりにはやらないのは何なんだという部分だと思うのですが、条例の規定どおりにやるとすれば、負担能力のある人に対する自己負担額を減額しなければならなくなってしまう。先ほども説明をしました、10万円とサービスを提供した際に、給付費が原則1割負担、能力ある人は1割負担ですよということになりますので、1万円を負担していただかなくてはいけないのですけれども、その1万円を減額してしまうよという現在の間違った規定になっているのですね。ただ、法律は原則全額公費負担なのだけれども、能力がある人については一部負担をお願いしますということなので、そこが合いませんというところなのですけれども、実際の現場での運用というのは、障害福祉法の規定に基づいて実際に運用しているものですから、条例の減額するというのはやっていなかった。実際に間違っているということも気が付いていないものですから、規定がそうなっているということも多分今まで気が付いてなかったと思うのです。当然、法律のルールに基づいてやっていて、条例もそれに合っているものだと思っていたのだと、思います。

○矢口委員 説明はよく分かりました。それで良かったのかは別。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、老人福祉施設開設準備経費助成事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○塚本高齢福祉課長 資料②、老人福祉施設開設準備経費助成事業の補正予算案についてをお願いいたします。1の補正の理由です。昨年度、事業者から要望があり、茨城県に手続きを進めておりました、令和4年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金について、本年5月9日付で補助対象となる内示がありましたことから、今回増額補正をお願いするものでございます。2の事業概要です。本事業につきましては、本市の第8次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、現在、牛久市の社会医療法人若竹会が真鍋新町地内で整備中の介護医療院について、開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制整備を図るため、開設準備に要する経費を助成するものです。補助金名は、記載のとおり老人福祉施設開設準備経費助成事業費補助金で、対象経費は、施設の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費等でございます。補助金額は、基準単価が定員一人当たり83万9,000円で、定員96人分の8,054万4,000円となります。財源につきましては、県補助金が10分の10でございます。3の補正予算額は、歳入が、17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金の4節老人福祉費補助金で、8,054万4,000円。歳出が、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費の18節負担金補助及び交付金で、同額の8,054万4,000円でございます。次ページの上段は、土浦リハビリテーション病院介護医療院の外観イメージ図、下段は位置図です。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒委員 事業概要の③の補助金額、定員数96名というのは病床数の数なのでしょうか。

○塚本高齢福祉課長 こちらのにつきましては、病院というわけではないので、あくまでも福祉施設ということになりますので、病床という言い方ではなくて、定員という言い方をさせていただいております。

○目黒委員 そうすると、イメージ的にはデイサービスとか、ショートステイ、もしくはリハビリに対して96名まで受け入れできますという、そういうようなイメージでしょうか。

○塚本高齢福祉課長 こちらの施設につきましては、あくまでも入所の施設ということで御理解いただいてよろしいかと思います。入所をしながら、介護を受けながら、そして、医療的措置も受けると。そのような施設でございます。

○目黒委員 いわゆる老健と言われる施設でよろしいですか。

○塚本高齢福祉課長 老健とはまた別の施設でございまして、老健につきましては、在宅復帰を目指す要介護者に対して、リハビリ等を提供する施設となっております。介

護医療院につきましては、長期療養が必要な要介護者への施設ということですので、老健とは若干性格が違う施設となっております。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○福原社会福祉課長 資料③－1をお願いいたします。令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の補正予算案について御説明いたします。まず、補正予算案については、令和3年度からの事業で対象世帯を追加したものとなっております。まず、補正理由でございますが、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策、令和4年4月26日の関係閣僚会議において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化といたしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対しまして、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うかたちで、運用改善された当該事業に係る事業費、事務費を増額補正するものです。つづきまして、事業概要でございます。まず、支給対象世帯でございますが、二つのパターンがございます。一つ目が住民税非課税世帯でございます。こちらは、令和4年6月1日基準日におきまして、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。二つ目が家計急変世帯でございます。住民税非課税世帯のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和4年1月以降、申請日の属する月までの家計が急変いたしまして、同一世帯に属するもの全員が、令和4年度分の住民税が非課税世帯と同様の事情にあると認められた世帯となっております。なおこちらの世帯につきましては、令和3年度に給付した世帯は除くということになっております。つづきまして、給付額でございます。こちらは、1世帯当たり10万円でございます。申請受付期間は、令和4年7月15日から3か月を予定しております。対象世帯数でございますが、まず住民税非課税世帯が約2,000世帯。家計急変世帯につきましては、500世帯を見込んでおります。補助率でございますが、こちらは10分の10、国の補助となっております。受付場所といたしましては、社会福祉課協の相談コーナーを予定しております。次のページをお願いいたします。補正予算額につきましては、家計急変世帯500世帯分につきましては、令和3年度予算の繰越しで対応が可能でございますので、今回の補正予算には計上いたしておりません。ですので、今回の計上は、非課税世帯2,000世帯が対象の経費となっております。まず、歳入でございますが、2目民生費国庫補助金の補正額が、2億451万円となっております。こちらの内訳でございますが、非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金が2,000世帯分で、2億円。それに伴います事務費が451万円でございます。つづきまして、歳出でございます。10目非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費といたしまして、10節需用費は事務消耗品で15万円でございます。11節役務費が116万4,000円でございます。内訳が、確認申請書等を郵送する郵便料が94万4,000円、銀行への振込手数料が22万円となっ

ております。12節委託料でございます。こちらは、310万8,000円。内訳でございますが、人材派遣委託料は1名分となりますが、255万8,000円。それと、電算業務の委託料が55万円となっております。13節使用料及び賃借料でございますが、こちらは複写機使用料8万8,000円でございます。18節負担金補助及び交付金で2億円。こちらが、2,000世帯の支払の原資となっております。補正予算額の合計が2億451万円でございます。なお、資料③－2につきましては、国が作成いたしました当該事業の資料を添付させていただいております。説明は以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 その他に移ります。令和5年度以降の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者の国民健康保険税等の減免の見直しについて執行部より説明願います。

○刈山国保年金課長 資料④－1をお願いいたします。令和5年度以降の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者の国民健康保険税等の減免の見直しについて御説明いたします。1番の見直しの理由でございますが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者の国民健康保険税等の減免については、国からの財政支援により実施しておりますが、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行うこととされていることを踏まえ、見直すこととなり、令和4年4月8日付け国から見直し内容が示されたものです。2番の見直しの内容でございますが、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域が対象となります。被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で終了することとなります。なお、平成31年以降に避難指示区域等の指定が解除された地域及びこれから避難指示区域等の指定が解除される地域についても、同様の考え方により見直しを進めるということです。表が見直しの年度となります。①番の平成26年までに解除された地域から、④番の平成29年に解除された地域まで、順次見直しになります。①番の平成26年までに解除された地域では、保険税の全額減免は今年度、令和4年までとなります。令和5年度は2分の1の減免、令和6年度は免除なし、窓口負担につきましては、令和6年度まで全額免除、令和7年度から、免除はありません。支援終了となります。②番以降、1年ずれて順次支援終了となります。表の右側に本市の該当世帯数等を記入しておりますが、令和3年度末現在対象世帯は、7世帯、16人ございまして、全世帯がこの見直しの対象となりますので、本市は令和9年度で終了となります。3番の周知方法でございますが、該当世帯に対し、7月に発送いたします令和4年8月更新の被保険者証に案内文の同封し、周知を予定しております。また、参考に資料④－2に避難指示区域の概念図を添付しております。説明は以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しについて執行部よ

り説明願います。

○刈山国保年金課長 ⑤－１をお願いいたします。後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しについて御説明いたします。１番の見直し理由でございます。令和４年度以降、団塊の世代が７５歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約４割は現役世代の負担となっていることから、今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。なお、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が、令和４年１月４日に公布され、１０月１日から施行されるものです。２番の見直しの内容でございます。見直しは、１０月１日からとなります。現在、現役並み所得者以外は１割、現役並み所得者は３割の２段階を、一定以上所得のある方には２割ご負担いただく、３段階とするものです。なお、改正後の負担割合判定基準については、参考に資料⑤－２に窓口負担２割の対象となるかどうかの主な判定の流れを添付しております。３番の負担を抑える配慮措置でございます。窓口負担が１割から２割と倍額となることから設けられたもので、施行後の３年間につきましては、見直しによる影響の大きい外来医療の窓口負担の増加額を３，０００円までに抑えるものでございます。例といたしまして書かせていただきましたのが、１か月の外来医療費が５万円の場合でございます。①の１割負担であれば、５万円の場合は５，０００円でしたが、②の２割負担になりますと１万円となります。増加額としては③の５，０００円でございますが、負担増加額につきましては３，０００円までに抑えることとなりますので、窓口負担額は１万円ではなく、８，０００円になります。４番の被保険者証の交付時期でございますが、被保険者証の交付につきまして、例年は年次更新の１回ですが、今年度は見直し判定後に、被保険者全員に再度交付します。今年度は、２回交付することになります。年次更新が、７月中旬ごろ簡易書留にて郵送、令和４年９月３０日までの有効期間になります。見直し後が、９月中旬ごろ同じく簡易書留にて郵送、令和４年１０月１日から有効となるものです。説明は以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」の声あり）

○下村委員長 つぎに、こども未来部に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和４年、５月３０日開催、こども未来部をお願いいたします。議案関係から。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料①をお願いいたします。令和４年度土浦市一般会計補正予算第３回案について。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について御説明させていただきます。１番の補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯へ生活支援を目的として、特別給付金を支給するため、増額補正をお願いするものでございます。２番の事業の詳細につきまして、（１）の給付対象は、①のひとり親世帯の分と②のひとり親世帯以外の分とがでございます。令和３年度に同様の給付がございました。令和４年度も同じ仕組みの制度でございます。まず、①のひとり親世帯につきましては、

ア、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けているもので、申請は不要でございます。こどもの年齢は18歳までです。イの児童扶養手当の認定を受けていても、公的年金給付等、例えば障害年金などを受けていることで、児童扶養手当の支給を受けていない方。例えば、年金の受領額が月5万円だとしますと、児童扶養手当の支給額が、例えば月4万3,000円とします。児童扶養手当支給額を年金受領額を上回っているので、児童扶養手当は支給を停止ということになりますけれども、年間トータルの年金収入額が5万円掛ける12か月とすると、60万円と。それが、児童扶養手当に係る支給の限度額、一部を支給される場合の限度額ですと、例えば扶養一人の場合だと収入が約300万円、この300万円を60万円が下回りますので、そういう場合には支給対象になるというようなことでございます。所得制限額を下回る場合に限るということで、給料などがあって、所得制限を上回るという場合でなければ、対象になってきます。この場合は、申請が必要になってきます。ウ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受けている者と同じ水準になっている者。年間収入の見込み額が、令和2年2月以降の任意の月の収入を取ります。まず、その1か月分として、養育費とか、給与、事業収入、年金などの1か月分掛ける12か月で計算した額が、児童扶養手当の所得制限額の範囲にある場合に対象になってきます。この場合も申請が必要になってきます。このアからウまでの合計、予算上では1,950人分を見込んでおります。つぎに、②のひとり親世帯以外では、エ、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。申請は不要でございます。児童手当の年齢は15歳まで、特別児童扶養手当は20歳まででございます。オにつきましては、エのほかの対象児童で、18歳年度末までの子ども、高校生ですね、それと、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれる新生児も対象とします。その養育者であって、その下の点線の囲みに該当する方。囲みの中は、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方。こちらについても、家計が急変して、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方も対象になります。このオについても申請が必要になります。このエとオが合計で1,757人分を見込んでおります。(2)の支給額につきましては、児童一人当たり5万円です。(3)の支払時期につきましては、①のひとり親世帯のアの児童手当の情報がある場合には、アの対象者は6月下旬頃とありますが、6月23日に支給を予定しております。国では、可能な限り6月までに支給をと言っております。イとウの申請が必要な方につきましては、申請書受領後に可能な限り速やかに支給します。②のひとり親世帯以外のエの場合は、児童手当や特別児童扶養手当の情報がございますので、7月中旬頃とありますが、7月8日に支給予定でございます。国では、令和4年度分の住民税均等割が非課税であるものが判明以降、可能な限り速やかに支給をと言っております。オの申請が必要な方につきましては、申請書受領後に可能な限り速やかに支給をいたします。(4)の申請期限につきましては、令和5年2月28日まででございます。(5)の補助率は、国10分の10でございます。つづきまして、補正予算額でございますが、歳入、歳出ともにひとり親世帯分とひとり親世帯以外の分につきまして、予算書上の並

び順が逆になっておりますが、この説明書ではひとり親世帯から順に御説明させていただきます。歳入につきましては、第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第4節母子家庭等対策総合支援事業費補助金9,815万7,000円。これに対する歳出は合計同額です。事務費としましては、消耗品費や通知書郵送料、振込手数料、電算委託料など。事業費につきましては1,950人分で、9,750万円でございます。つぎに、ひとり親以外分につきましては。歳入は、第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第3節児童福祉費補助金で、8,838万4,000円。これに対しての歳出につきましては、事務費として消耗品費、通知書の郵送料や振込手数料、電算委託料など。事業費は1,757人分で、8,785万円でございます。なお、この給付金につきましては、国から申請不要のプッシュ式支給分につきましては、ひとり親分につきましては、可能な限り6月までに支給を。ひとり親以外の分につきましては、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者が判明以降、可能な限り速やかに支給をとしていることから、速やかに支給するために、6月7日の議会初日に先議をお願いするものでございます。説明は、以上でございます。

○奥谷副委員長 私の頭の中の理解が追いつかなかったもので、もう一度説明してもらいたかったところがあるのですが、2の事業内容の給付対象は、ひとり親世帯の中で、今のところをもう一度御説明お願いします。

○菊田こども政策課長 公的年金など、障害年金や遺族年金を受けているがために、児童扶養手当を受給できないというケースがございます。児童扶養手当の認定を受けていても、月当たりの収入額、年金の収入額が児童扶養手当の支給される額よりも多いという場合には、児童扶養手当が支給停止になってしまいます。そういう方であっても、児童扶養手当の所得制限の限度額を超えなければ、今回の給付金を支給する対象になってくるということで、ただ、その場合には申請が必要になるということになります。

○鈴木委員 今の説明を聞いて、申請が必要であるということは、申請をしなければ給付金はもらえないということだよね。

○菊田こども政策課長 申請が必要になるので、この方については支給停止になっているという情報が、こちらで分かるので、そういう方については、通知をお送りしてお知らせをいたします。

○鈴木委員 そこを丁寧にやってやらないと、該当して給付金をもらえる権利があるのに、気づかないというケースが出ないようにお願いいたします。

○塚原委員 今のひとり親世帯の令和4年度4月分の児童扶養手当は、全額出ている人と減額になっている人がいると思うのですね。全額出る人は、今見ると給与が160万円位かな。減額になっている人は、345万円から350万円位取っている人が、扶養手当で減額になっていると思うのですよ。減額になっていても、児童扶養手当が出れば、この人には非課税かどうかは関係がないのですよね。児童扶養手当さえ出れば全て出るということでいいのですよね。

○菊田こども政策課長 おっしゃるとおりで、児童扶養手当の支給対象になっていれば、この給付金の対象として、プッシュ式でお支払いいたします。ただ、それが停止になっ

た方については、こちらからお知らせをした上で、申請をいただいて支払をするということになります。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、保育給付システム導入事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○野中保育課長 資料②をお願いいたします。保育所給付システム導入事業の補正予算案について、御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、保育給付費に係る算定、支払、精算のほか、保育施設職員の処遇改善に関する申請など、新たな業務が増加していることから、業務負担の軽減を目的に令和4年度より保育所給付システムを導入します。業者の選定には、公募型のプロポーザルを予定しており、令和8年度までの運用保守を含めた価格を選定基準とするため、債務負担行為の設定をお願いするものです。2番の事業の概要ですが、(1)システム内容といたしまして、保育所運営費に係る請求書作成、年度末給付費の清算業務及び実績報告等になります。(2)の今回の補正の全体事業費は1,365万6,000円。こちらは、システムの年間利用料、LGWAN対応サーバー利用料、カスタマイズ費用を含むラーニングコストでございます。(3)の業務委託期間は、令和5年度から令和8年度までです。3番の補正予算額ですが、債務負担行為の設定といたしまして、まず事項が保育所給付システム運用保守業務委託料。期間が令和5年度から令和8年度まで。限度額としまして、1,365万6,000円になります。4番のシステム概要ですが、本システムは、保育課と保育施設がパソコンのブラウザを通して、給付費の算定、申請や審査を行うシステムです。従前は、紙やエクセル、メールで行っていた事務をシステム化し、保育施設が園児、職員情報を入力、給付費を算定、請求申請し、保育課で審査いたします。今までの紙ベースでは限界があったエラーチェックや過去データの活用がシステム化により解消し、保育課及び保育施設双方の職員の事務負担の軽減が見込めるものです。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○田子委員 対象の保育施設はどこでしょうか。

○野中保育課長 まず、民間の保育所、認定こども園、許可保育所等になります。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 その他に移ります。保育施設等長寿命化計画策定事業について 執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料③をお願いいたします。保育施設等長寿命化計画策定事業について御説明させていただきます。本年度に保育施設等長寿命化計画策定事業を予算化しておりまして、公立保育所を含む本市の子育て支援施設において、老朽化による改修等に対する財政負担の縮減や平準化を目的とするものですが、委託業者等契約しましたので、御報告させていただきます。1番の契約事業者は、株式会社大輝茨城支店でございます。本社は、東京都調布市にあります。2番の契約日及び契約額ですが、令和4

年4月28日付で契約をしております。指名競争入札によるものです。契約額は、消費税込みで586万3,000円です。予算額では、1,355万2,000円のところをこの金額での契約となりました。3番の対象施設につきましては、9施設ございます。神立保育所、東崎保育所、天川保育所、荒川沖保育所、都和児童館、ポプラ児童館、子育て交流サロンわらべ、子育て支援サロンのぞみ、療育支援センターでございます。4番の計画内容案につきましては、国の手引きに基づいて策定しております。保育施設等に関する長寿命化計画の背景、目的、目指すべき姿を整理しまして、実態を把握して整備の基本的な方針を立てて、それを踏まえて具体的な実施方針を設定して、実施計画を立てていきます。5番の策定に向けてのスケジュール案につきましては、5月から8月は保育施設等の状況確認をします。資料による確認や、現地での目視による確認でございます。8月から12月は、保育施設などの動向や維持管理等の課題を検討しまして、基本方針を整理します。1月から3月には、報告書、計画書をまとめ上げます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** 契約額と予算額というのは、市のほうで大体どれくらい掛かるよねというので出したもので、向こうでこの契約額が、まあ安ければ安いほどいいのですけれども、逆に42パーセント位で落札しているのですよね。これは、策定なのであれなのですけれども、これで納得がいくことができるの。自分たちが予想していたのは、1,300万円位掛かるよとなっていて、出してきたのが600万円位で、その差で中身は大丈夫なのかなと。

○**菊田こども政策課長** この点につきましては、管財課でも確認して、管財課のほうでも大丈夫だということで、低入札とはせずに、落札とされております。そして、近年の情報についてでございますが、この業者では毎年自治体の公共施設につきまして、長寿命化計画など、学校や消防など、そういったものを毎年受注しております。県内の自治体の業務委託も受けております。先日も打ち合わせを行いました、業務実施計画書が提示されまして、業務の進め方を協議いたしました。やり方についてもパターン化されておまして、また、実施方針がより確立されている学校施設の基準をベースにして実施していくことを確認しまして、堅調に進めていけるとの印象を受けております。しっかりと意思疎通を行いながら、進捗状況をチェックして計画策定を進めていきたいと思っております。

○**鈴木委員** 今の案件で、入札において最低価格を設定したあったのかどうかというのが一つと、今、沢山受注しているからパターン化されているというのだけれども、報告書までパターン化されていては困るのだけれども、その辺はどうか。

○**菊田こども政策課長** 報告書も、業者さんの中ではいくつかのパターンを持っているかと思いますが、その点もこちらでも要求する水準とよくチェックしまして、策定を進めていきたいと考えております。最低価格がどうかは、もう一度確認させてください。手元の資料では、最低価格というのは記載がございませんので、管財課にもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員 最低価格を設定していない場合もあるので、その辺も含めて調べておいてほしいのと、結局数多くやっているコンサルさんに頼んで、経費が下がってくるのはいいのだろうけれども、でき上がってきたものがどこの自治体の報告書を見ても、金太郎飴みたいな報告が多々あるのですよね。だから、最初は資料を見てどうのこうのと言っていたけれども、保育施設等に関する長寿命化計画の背景、目的、目指すべき姿、この辺は資料だけではなくて、現場にも行かないといけないと思うのだよ。そうすると、500万円位のやつで9施設だから、1施設当たりコンサルがお金を掛けるのが50万円と考えて、現場に何人の人が何日行くと積算していくと、こんな値段で、そのほかに計画を作る打込みの作業だのなんだのがあるのだから、こんな値段で出るといのがおかしいと思う。最低価格をこういう業務で設定しない決まりになっているのかどうか分からないけれども、本来であれば役所が見積りを取ったのが1,300万円だったら、やっぱり入札において管財課と協議をして、最低限最低価格は設定して入札はしないと、こういう案件が多くて、市の財政が楽になるという反面、安かろう悪かろうが出てきては困るから、その辺はよく検討して。契約案件だから否決するわけにはいかないのだけれども、以後こういったことについては、慎重に選定と最低価格の設定を管財課と協議をしていただきたいと思います。

○下村委員長 最低価格を決めていないと、こういう現象が起きるので、こういう現象が起きた時に、防止策ではなくて、次のステップでチェック体制をどのようにやるかを考えておかないとだめなのです。発注してしまったとしたら、どのように皆さんがチェックするのか、この業務を委託したらどのようにチェックしていくのかというのが大切で、受注者に求めるのは技術者がどういう体制でこれに望むのかという、管理体制から何から全て出させないと、先ほど言った金太郎飴というのはちょっとあれだろうけれども、同じものが出てくるわけです。相手は全てパターン化しているので、独自のものが、私たちの施設にあったものが、出てこない可能性がある。どのようにチェックしていくのかをきちっと説明をいただきたいと思います。ただ単純に長寿命化の計画を立てただけでは駄目なので、しっかりと現実に沿ったものを立ててもらわないと、お金が無駄になってしまう。それと、追加が多かったらどうにもならないですよ、実施した時に。追加、追加、追加になってしまっていて、どうするのですかになってしまうから。だから、その辺も含めて、管財課のどれだけの技術を持って検討したのかは分かりませんが、その説明もしていただきたいと思います。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 つぎに、認定こども園土浦幼稚園整備事業の進捗状況について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料④－1をお願いいたします。認定こども園土浦幼稚園整備事業の進捗状況について御説明させていただきます。令和5年10月開園予定の認定こども園土浦幼稚園の整備につきまして、現在整理している項目を報告いたします。1番の定員等でございますが、(1)のところで、令和4年3月議会でも触れさせていただき

ましたが、1号認定として幼稚園部分、こちらは40人。2号・3号認定は保育所分で70人。合計110人でございます。1号の幼稚園分は旧土浦幼稚園の園児数分を基に、3歳から5歳児クラスにならした内訳としております。2号・3号の保育所部分につきましては、現在の東崎保育所では対処していない0歳児から受け入れることとしまして、現在の東崎保育所の園児数約60人と東崎保育所駅前分園の定員数10人を踏まえまして、70人としております。(2)の令和5年10月の開園時には、保育所の部分のみで対応しまして、すなわち東崎保育所が移管するのみでございます。幼稚園部分につきましては、令和6年の4月募集分から受け入れることとします。2番の円での過ごし方の例でございますけれども、幼稚園部分、保育所部分の日課でございます。基本的に年齢ごとのクラスで、幼稚園部分も保育所部分も一緒に過ごします。保育は、朝7時半から8時半位に登園をして、幼稚園部分は8時半以降に登園をしまして、いずれも同じ年齢のクラスに混ざって過ごしまして、例えば3歳児であれば、幼稚園の13人と保育園の13人の合計26人が同じクラスで過ごします。お昼を食べて、幼稚園部分は14時頃に帰ります。保育園部分は、お昼寝などをして退園時間、8時間保育であれば16時30分頃、11時間保育であれば18時30分頃まで過ごします。3番の設計工事についてでございます。設計図案として、まずパース図について資料の④-2をお願いいたします。こちらは3月議会にも上げさせていたものです。建物の柱と壁以外は全面改修をいたします。耐震補強も一部行います。こども園として、保育所と幼稚園が合わさりますので、給食については自園での調理が原則でして、調理室を新たに設けます。さらに食事や物品の運搬用にエレベーターも設置いたします。時の右側ですけれども、専用の駐車場も整備をいたします。つづきまして、設計図で資料④-3をお願いいたします。1ページ目につきましては、鳥瞰図でございます。左側の小さい図が改修前の状況です。右側の大きい図が改修後の状況です。改修後につきましては、園庭の右側には専用の駐車場が6台分。自転車置き場は、階段の手前のところ。そういったところを整備いたします。園庭につきましては、既存の遊具を残すものと、新たな遊具を設置するものとがございます。園舎の右側には階段を整備し直します。また、階段の横に避難用の滑り台があるのでございますけれども、それは園舎の左側に設置をいたします。2ページ目をお願いいたします。1回の平面図でございます。入口につきましては、障害者用の駐車場、その左のところでございます。ここから入って、中央左寄りのところに玄関がございまして、そこを入って、その横が職員室でございます。そこに医務室も併設します。右側に1歳児室と0歳児室。玄関の左側には、2歳児室と一時預かり室を配置しております。いずれも、保育室は全て南側に面するように配置しております。0歳児室と1歳児室の間には、沐浴室として、ユニットや洗い場などを配置いたしまして、子供用と大人用のトイレも設置しまして、0歳児の部屋と1歳児の部屋のいずれからも入れるようにしております。2歳児室と一時預かり室の間にもトイレを設置しております。子供のトイレですけれども、いずれの部屋からも入れるようにしております。右側の奥には、調理室を設けます。調理員専用のトイレ、休憩室も設けます。調理室の左側になりますが、エレベーターを設置します。調理した給食や荷物の上げ下げ用として、またバリアフリー対応として使

用しまして、ただ園児には使用させないこととします。中央の奥には、男子、女子それぞれの更衣室と、トイレについては多目的、男子兼用のものと女子のトイレ、倉庫を配置いたします。2歳児室の奥のほうでございますけれども、子育て支援室を配置しております。現在、東崎保育所内で行っている子育て支援センターさくらんぼを、ここに移管します。専用のトイレと相談室をこの中に設けております。この子育て支援室については、正面玄関は使わないで、裏側から入ります。園舎裏側を通過して、園舎左端の北側のところに玄関を設けております。子育て支援センターの利用につきましては不特定多数の方の利用になりまして、園児の利用スペースとは構造上分けております。感染症対策も考慮しております。園舎の周りに横線で示してあるスペースがございますが、これは各部屋の前にウッドデッキを回すものでございます。小さい子が園庭に出られない時に、日向ぼっこをさせるなどのために使用します。現在、天川保育所に設置してありまして、これが好評で職員からの要望がありまして、取り入れております。3ページをお願いいたします。3ページは、2階の平面図でございます。中央左寄りの階段を昇ってきて、3歳児室、4歳児室、5歳児室いずれも南側に面するように配置しております。彩光を重視しまして、現在コンクリートの囲いがございますけれども、それを格子状の柵に変えます。また、南側に遊戯室を、北側に図書プレイルームを配置します。遊戯室のステージにつきましては、開閉式、跳ね上げ式で高さが30センチで、長さが2メートル掛ける4メートル程度。また、廊下に出る扉につきましては、構造上外せない部分もございますけれども、図書プレイルームとの間につきましては、3分の2程度のスライド式の扉で、開くように、解放できるようにいたします。右側奥には倉庫を、エレベーターの右側には、給食の配膳室を配置しております。中央の奥には、職員の休憩会議室、その隣には幼児用のトイレ、多目的トイレを配置しております。遊戯室の前方左側の所には、避難用の滑り台を設置いたします。資料④-1にお戻りいただきたいと思っております。2ページ目をお願いいたします。(2)の今後のスケジュールでございます。令和4年の8月頃に園で活用する物品などの移転や廃棄の整理をして、7月には工事請負業者の入札を行います。7月20日の予定で、一般競争入札です。9月には、9月議会に契約の議案を提出して、また、工事管理委託の契約をいたします。10月に工事を着工して、令和5年3月議会へ設置管理条例案を提出して、8月には工事が完了し、9月に開園に向けての準備作業をして、10月からの開園の予定でございます。(3)の契約の方式につきましては、一括発注です。理由につきましては、整備スケジュールがかなりタイトであること。建物内部の解体も含めて工期が約11か月間でございます。こういったタイトなスケジュールを円滑に進めるため、一括発注により費用も削減できるためでございます。(4)の設計の特徴などにつきましては、①令和3年度に内部検討委員会を設けて、これを何度も開催いたしました。現場保育士の意見を取り入れて、限られたスペースの中で、園児や職員が使いやすいように設計しております。②の特徴でございますけれども、図面の説明の中でも触れさせていただきましたけれども、東崎保育所から子育て支援センターさくらんぼを移管します。一時保育室を整備します。エレベーターも設置します。これは、給食や布団などの移動用でございます。プレイルームを設置

いたします。遊戯室の出入口を広く取りまして、出入りしやすくしておりまして、また本棚を設置して、遊具を置くなどを想定しております。遊戯室のステージにつきましては、開閉式、跳ね上げ式として、遊戯室のスペースを有効活用します。保育所同様に調理室を整備いたします。彩光を重視して、各保育室を南側に配置して、1階の保育室周りにはウッドデッキを整備いたします。また、ここにはありませんが、園庭の芝生につきましては、工事施工時に重機などによって痛みますので、全面張替えをいたします。4番の整備費の補助につきましては、今回の設計委託、工事、工事施工管理委託に係る費用は、文部科学省の学校施設環境改善交付金の対象でございます。4月22日付の通知で内定をいただいております。令和4年度分につきましては、2,143万8,000円でございます。5番の通園方法につきましては、保護者による送迎といたします。送迎バスはなしといたします。理由につきましては、幼稚園部分と保育所部分とでは、児童の通園や退園部分の時間が異なること、送迎に係る費用や人員確保が生ずることからでございます。これまでも、公立の保育所ではもちろん、公立幼稚園でも、送迎バスはございませんでした。送迎に関連して駐車場につきましては、専用の駐車場6台分確保しております。不足分については、これまでと同様に隣接の旧図書館の駐車場利用を可能にいたします。6番の安全管理体制につきましては、現在、公立保育所を含めた危機管理マニュアルや水害対策の洪水時の避難確保計画を作成しているところでございまして、それらに基づいて有事の対応に備えます。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からありますか。

○塚本保健福祉部長 1点だけ。新型コロナの感染の件で、1月7日から第6波の中で、新型コロナの土浦市の感染状況を、議員の皆様に毎日夕方周知をさせていただいたのですが、多い時では200人を超える市民の感染があったのですが、ここを見ると10人ちょいという状況が続いておりますので、とりあえず5月末で1度議員の皆様に周知といたしますか、報告をするのをやめさせていただいて、これはあまりない方がいいのですが、改めて増えてきた時には、また再開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 なければ、以上で文教厚生委員会を閉会します。